

令和4年第9回 市民福祉委員会会議録

令和4年12月21日
第2委員会室

開会：午後1時18分

委員長 服部 紀史

副委員長 林 貴光

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 平林 多津子、4番委員 柏植 孝彦、5番委員 堀 光明

委員長 ;全員おそろいのようですので、ただいまから、令和4年第9回市民福祉委員会を開会いたします。

なお、本日の会議に他の公務のため、市長小坂喬峰君から欠席する旨、届出がありますので御了承願います。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、次第書の順序で行いますので、よろしくお願ひいたします。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座のまま簡潔に質疑、答弁されますようお願いいたします。

委員長 ;それでは、「議第116号 令和4年度恵那市一般会計補正予算（第8号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

3番委員。

3番委員 ;全員協議会でお聞きしたことと重なると思いますが、確認したいと思いますのでお願いします。応援給付金と、伴走型支援があるわけですけれども、応援給付金は本人の住民票があるところへ振り込まれるということですが、伴走型支援の場合は恵那市の方が里帰り出産で帰られた場合の支援というのは恵那市でやっていかれるのでしょうか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; よろしくお願ひします。恵那市の方が、どこかに里帰りされた場合ということでおろしかったでしょうか。里帰り先の市町村ではなくて、住民票のある市町村に戻られてから面接をさせていただくことになります。要は恵那市ということです。恵那市で給付金を申請いただき、支給させていただきます。例えば住民票の無い里帰りの人が、仮に里帰り先で出生届を提出された時があるかと思いますけれども、住民票のある市町村に出生届の情報が送られるという事で、里帰り先の担当課では情報がつかめないという状況にありますので、面談の御案内はされないことになります。出生届をいただいてから、住所地の市町村から御案内するという形になります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; 里帰りの期間が長引いても、こちらに戻られてから伴走型支援をしていくということでしょうか。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 期間については、概ね4か月以内に面接をするということになっておりまして、里帰りで4か月を超えるという事は、事例として少ないです。通例ですと、2か月前後で面会の御案内をさせていただいて、母子ともに面会をさせていただいているが、ほとんどの方が2か月以内にこちらへ帰ってこられることから面会ができると考えております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; いくつかまとめて聞いたほうがいいかと思いますけれども、アンケートは全国共通項目なのかということが1点です。お願ひします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 国で雛形が作られまして、それに沿って同じような形で質問項目をそろえていくといふことになりますので、市町村の様式でのアンケートになることは間違いないかもしれませんけれども、例に沿ったものになります。

委員長 ; ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; アンケートに沿って心の支援などを行っていけるかと思いますけれど、特に生まれてからというのは今まで赤ちゃん訪問事業もありましたね。どこかで説明されたとは思いますけれども、赤ちゃん訪問事業と、今度の伴走型支援で増えたことがあります。

ますか。また、それに伴い職員の負担が増えるようなことはありますかとうことです。お願いします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 現在の赤ちゃん訪問事業の際に、この申請とアンケートを行っていきますので、今まで行っていた訪問の際に行なうことが増える事になりますし、事務の増加につきましてはこの給付をする業務であったり、もう1つは8か月訪問というのが増えますので、そちらの訪問にかかる人の手当が必要となったりします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 116 号」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。

よって、「議第 116 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和4年第9回市民福祉委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 24 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 服部 紀史